

ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る 弁護士報酬相当額等の損害賠償請求について

「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」に係る「弁護士報酬請求訴訟」において、平成 23 年 12 月 2 日に本市に弁護士報酬相当額 1 億円の支払いを命じる判決が確定しました。これを受け、本市は遅延損害金を含め、住民側に 1 億 1,197 万 2,602 円を平成 23 年 12 月 16 日に支払いました。

住民側に支払ったこの金額のほか、住民訴訟など一連の訴訟追行に要した費用の合計 1 億 1,785 万 502 円は、談合（不法行為）によって本市に発生した損害であるため、民法第 709 条及び第 719 条に基づき、受注業者 2 社（三菱重工業㈱、JFE エンジニアリング㈱）に対し、連帯して損害賠償すべきものとして、平成 24 年 2 月 15 日に受注業者 2 社へ請求書を送付しました。

■ 受注業者 2 社に対する請求項目

項 目		金 額
弁護士報酬 請求訴訟	住民側へ支払った総額	1 億 1,197 万 2,602 円
	第 1 審 訴訟追行に要した費用	172 万 2,900 円
	控訴審 訴訟追行に要した費用	205 万 5,000 円
住民訴訟	第 1 審 応訴に要した費用	52 万 5,000 円
	控訴審 補助参加に要した費用	157 万 5,000 円
合 計		1 億 1,785 万 502 円

また、上記の金額に対する年 5 分の遅延損害金も合わせて請求しています。

■ 参考

損害賠償請求の根拠（抜粋）

●民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

●民法第 719 条（共同不法行為者の責任）

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

【参考資料】

1 住民訴訟（焼却炉築造工事入札談合事件）の経緯

平成 6年		旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業(株) 受注）
平成 7年		金沢工場 焼却炉築造工事発注（日本鋼管(株)（現 JFE エンジニアリング(株)）受注）
平成 12年	7月	原告（住民）は、横浜市、三菱重工業(株)、JFE エンジニアリング(株)を横浜地方裁判所に提訴
平成 18年	6月	横浜地方裁判所は談合行為を認め受注者に損害賠償を命令
	9月	本市は控訴審へ補助参加
平成 20年	3月	東京高等裁判所は概ね一審判決を支持
平成 21年	4月	最高裁判所が被告上告を棄却【住民勝訴確定】 JFE エンジニアリング(株)が損害賠償金を納付 （約 28 億 8 千万円（遅延損害金含む。））
平成 21年	5月	三菱重工業(株)が損害賠償金を納付 （約 14 億 3 千万円（遅延損害金含む。）） ※ 2 社合計約 43 億 1 千万円を納付

2 弁護士報酬請求訴訟の経緯

平成 21年	7月 14日	原告（住民）は、弁護士報酬相当額（1 億円）の支払いを求め、本市を横浜地方裁判所に提訴
平成 23年	3月 25日	第 1 審判決 【第 1 審判決の要旨】 被告横浜市は原告（住民）に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
平成 23年	4月 8日	横浜市は、東京高等裁判所に控訴を提起
	11月 17日	控訴審判決 【控訴審判決の要旨】 控訴を棄却する。（第 1 審判決通り）
	12月 2日	判決の確定
	12月 16日	原告（住民）へ判決に基づく金額を支払う。